

# 令和8年度採用 建築調整課 建築調整担当員（会計年度任用職員）募集案内

## 1 応募受付期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月15日（木）【必着】

## 2 募集内容

職名	建築調整担当員
採用予定人数	1人
職務の概要	<p>まちなみのルールづくり（建築協定）の支援 ①建築協定に関する資料の閲覧に係る受付・相談など その他、所属長が必要と認めて指示する業務 「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」にもとづく事前説明報告書等に係る受付・相談 ①事前説明報告書等に係る受付・相談 ②上記書類の受け取り等に関する事 ③ワンルーム形式集合建築物の完了検査に関する事</p>
勤務地	福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築調整課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所4階)
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。</p>
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人 (1) 次のいずれかの資格要件に該当すること ア 建築基準法第77条の58に基づく建築基準適合判定資格者 イ 建築士法第2条第1項に基づく一級又は二級建築士 ウ 建設業法第27条に基づく一級又は二級建築施工管理技士 (2) 次のいずれかにおいて、3年以上の建築物の設計、工事監理等の業務に従事した経験を有する者 ア 建築士法第23条に定める建築士事務所 イ 建設業法第3条第1項に定める建設業の営業所 ウ 官公庁等 ※経験年数については、令和8年1月1日現在を基準とします。 ※アルバイト、パート等の期間は経験年数から除きます。 (3) 一般的なパソコン操作（エクセル等）ができること (4) 令和8年4月1日より勤務可能であり、任用期間を通じて確実に職務</p>

	<p>に従事できること</p> <p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>
--	---

### 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

選考	内容	備考
一次選考	応募書類をもとに書類審査を行い、一次合格者を決定します。	一次選考の結果については、令和 8 年 1 月 23 日（金）頃に応募者全員に郵送します。
二次選考	面接（人物評価）を行い、採用予定者を決定します。	令和 8 年 2 月上旬頃に行います。 ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。 二次選考の結果については、速やかに二次選考受験者全員に郵送します。

※合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

※上記日時は予定のため、やむを得ない事情により急遽変更になることがあります。

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和 9 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和 8 年 4 月 1 日以降の採用を行います。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

## 5 勤務条件等

項目例	記載例
勤務日	週 5 日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月 29 日から翌年 1 月 3 日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27 時間 30 分 1 日の勤務時間：午前 9 時半から午後 4 時まで 休憩時間：正午から午後 1 時まで
給与	月額 184,231 円から 195,863 円（地域手当相当報酬を含む。） ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年 2 回（6 月、12 月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで（日額制は 1 日 2,619 円まで））
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	・報酬等支給日：毎月 20 日（日額報酬制の場合は翌月 20 日） (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募方法等

提出書類	・建築調整担当員 採用試験申込書（福岡市HP、福岡市役所4階建築調整課、福岡市役所1階情報プラザ、各区役所にて配布） ・資格要件を証明するもの（受験資格1（1）ア～ウのいずれかを証明できる書類（写し））
受付期間	令和 7 年 12 月 15 日（月）～令和 8 年 1 月 15 日（木）【必着】

提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送又は持参により提出してください。</li> <li>・郵送の場合は、封筒の表に「建築調整担当員応募」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</li> <li>・持参の場合は、受付期間中の平日午前9時半から午後5時の間（正午から午後1時を除く）に建築調整課に提出してください。</li> </ul>
提出先	<p>〒810-8620      福岡市中央区天神一丁目8番1号      福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築調整課建築調整第一係</p>

## 7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築調整課建築調整第一係

TEL : 092-711-4777 FAX : 092-733-5584

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所本庁舎4階）